

平成 19 年 8 月 21 日
法 務 省

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
ヒアリング資料

1 施策の概要

平成 12 年に導入された成年後見制度の概要は、資料 1 のとおりである。

なお、平成 19 年 4 月から成年後見登記に係る証明書手数料を引き下げ、成年後見人等による成年被後見人等の機動的な資産管理が可能となった（資料 2 参照）。

2 男女別ニーズの把握・施策への反映

(1) 全体的な利用者数について

平成 18 年度の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で 32,629 件であり、対前年比約 55% の増加となっている。また、制度導入直後の平成 12 年度の合計申立件数は 9,007 件であり、利用者数は大幅に増加している。

なお、本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になった場合に備えて任意後見契約を締結したことが登記された件数は、平成 18 年度合計 5,610 件である。（資料 3 の 2 ページ、資料 4 参照）

(2) 男女別の状況について

上記 (1) の平成 18 年度の成年後見関係事件申立件数人本人の男女別割合は、男性が約 47%（14,433 件）、女性が約 53%（16,116 件）で男女別の違いはあまりない。これらのうち、本人が 65 歳以上のものは、男性では男性全体の約 34%（4,860 件）であるのに対し、女性では女性全体の約 55%（8,351 件、うち 80 歳以上が 5,435 件）を占めており、男女比が男性約 37%、女性約 63% で、女性高齢者の利用が男性高齢者の利用を上回っている（資料 3 の 7 ページ参照）。なお、65 歳以上の総人口に占める男女の割合は、男性約 42.5%、女性約 57.5% である（資料 5 参照）。

3 情報提供・広報

法務省は、高齢者等の国民一般に対する成年後見制度の周知を図り、その利用を促進するための広報活動を行っている。その主な実施状況は資料 6 のとおりである。

4 関係主体・施策との連携

(1) 市町村

市町村は、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として、成年後見制度利用の促進を図るなどしているところ、当省も介護保険法の所管省である厚生労働省と適宜連絡や協議を持ち、また、有識者や市町村関係者を構成員とする研究会にオブザーバーとして出席するなどし、事業の円滑な推進に協力している。

(2) 関係団体

以下の成年後見制度の利用を支援する関係団体等と情報交換を行っている。

- ・日本弁護士連合会
- ・日本司法支援センター
- ・社団法人成年後見センター・リーガルサポート（司法書士中心）
- ・権利擁護・成年後見センターぱあとなあ（社会福祉士会）
- ・日本公証人連合会

(3) 関係省庁

悪質住宅リフォーム問題に対応するため、平成17年7月、内閣府・法務省ほか関係6省庁担当課長会議において、悪質住宅リフォームに関する消費者トラブルへの対応策を決定し、同年9月、内閣官房長官及び関係省庁大臣からなる悪質リフォーム問題に係る消費者政策会議関係委員会において、悪質住宅リフォーム問題への対応が決定された。（資料8，9参照）

(4) その他

日本弁護士連合会・最高裁判所・厚生労働省及び法務省が年に数回非公式の会合を持ち、成年後見制度の利用促進に向けた意見交換を行っている。

5 施策の評価・見直し

最高裁判所から成年後見関係事件に関する統計資料の提供を受けている。（月1回FAXにて概数の報告を受け、最高裁判所において年1回公表）

成年後見関係事件申立件数の推移は、資料3の2ページのとおりであり、上記2(1)のとおり制度発足以来増加を続けている。

(資料1) 成年後見制度の概要

(資料2) 成年後見登記に係る証明書手数料額の変更（引下げ）について

(資料3) 成年後見関係事件の概況（平成18年4月から平成19年3月）

(資料4) 任意後見契約締結の登記件数

(資料5) 年齢（5歳階級）、男女別推計人口

（総務省統計局作成 平成18年10月1日現在推計人口）

(資料6) 成年後見制度に関する広報実施状況

(資料7) 成年後見制度パンフレット

(資料8) 悪質住宅リフォームに関する消費者トラブルへの対応策について

（平成17年7月13日関係省庁担当課長会議決定）

(資料9) 悪質住宅リフォーム問題への対応

（平成17年9月16日消費者政策会議関係委員会決定）